

支部ニュース

2021年9月 No.574

発行 自由法曹団東京支部

〒112-0014 東京都文京区関口 1-8-6

メゾン文京関口Ⅱ202号

TEL03-5227-8255 FAX03-5227-8257

郵便振替 00130-6-87399

メールアドレス dantokyo@dream.com

●サマーセミナー特集

※サマーセミナー概要、秋のたたかいへ・・・・・・・・・・・・・・・・・・中川勝之 1

※コロナ禍から見える貧困問題

—自由法曹団の皆さんと共に社会変革するために—・・・・・・・・・・藤田孝典 1

※国会情勢・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・山添 拓 5

※サマーセミナー若手企画報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・高橋 寛 6

※都内の「生活保護のしおり」チェックします！・・・・・・・・・・藤原朋弘 8

●安保法制5周年特集特集（4）

「安保闘争から61年間『歴史を前に動かす』という

「生き方としての弁護士」をつらぬき通す」・・・・・・・・・・平山知子 9

●東京に初めての「九条の碑を建立する会」の活動紹介・・・・・・・・・・柿沼真利 14



サマーセミナー特集

サマーセミナー概要、秋のたたかいへ

事務局長 中川 勝之

KKR鎌倉で予定していたサマーセミナーは今年もコロナ禍のため、8月27日（金）の1日だけの実施となり、執行部だけ団支部事務所に集まり、1日に3本の講演・対談をオンラインで行う形式となりました。それを踏まえ、今年も全国の団員からの参加も可能としました。

その結果、講師、事務局も含め参加者総数は57名となり、他支部からの参加が少なかったのですが、去年並みでした（東京支部19事務所52名、他支部1支部1名、その他4名）。うち藤田先生講演には53名、山添議員報告には49名、辻田・高橋団員対談には47名参加でした。早速何人かからご感想・ご意見等いただきましたが、さらなる改善等を図りたいので是非執行部にお寄せいただければ幸いです。

去年はサマーセミナーの1週間後の28日（金）、安倍首相が辞任を表明しました。今年は菅政権は倒れないもののボロボロで、10月の総選挙が予測されています。文字通り命と暮らしを守るため、健康に留意しつつ、秋以降のたたかいを着実に進めていきましょう。

コロナ禍から見える貧困問題

—自由法曹団の皆さんと共に社会変革するために—

藤田 孝典

1. 活動内容について

私は、首都圏で生活困窮者支援を行うソーシャルワーカーです。これまで、20年以上、貧困問題に関わってきました。現在は、NPO法人ほっとプラス理事、反貧困ネットワーク埼玉代表等を務めています。弁護士の皆さんとは、反貧困ネットワーク等で連帯しています。NPO法人ほっとプラスでは、年間300～500件の相談を受けています。支援をしている方には、債務整理等の法的な問題を抱えている方が多くいることもあり、弁護士と協力して問題の解決に当たることも多いです。大学院の在籍時には、宇都宮先生に師事し、多くのことを学びました。

具体的な活動内容としては、生活相談、日常生活支援、住まいの提供、ソーシャルアクションがあります。住まいの提供の支援を始めたのは、無料定額宿泊所等の劣悪な状況を目にして、シェルター事業を立ち上げたことがきっかけでした。

刑事事件では、被疑者段階から弁護士と連携することもあります。犯罪の内容は、殺人、強盗、放火、性犯罪など多様で、刑期も様々です。犯罪の背景に、精神障害、知的障害がある方もいます。障害者グループホーム（アパートタイプの個室）での警察署、刑務所などからの受け入れをして、住居支援をしています。長期間刑務所にいた方等には、スイカの使い方や携帯電話の使い方を教えることもあります。

月に1回、弁護士と一緒に川口駅で路上を回り生活保護に繋ぐ活動をしています。多くの人が野宿生活に追い込まれている現状がありますので、生活保護や債務整理に繋げていけるようにしています。

貧困問題は社会の不備が弱者にしわ寄せがいったものだと考えています。

2 コロナ禍での活動について

生存のためのコロナ対策ネットワークは、労働問題や生活困窮、ハラスメント、差別に直面する人々の相談に応じてきた労働組合、NPO、学者、ジャーナリストらによって、この状況を変えるために急遽結成されました。結成の目的は、現場の声をもとに、コロナ危機のもとで人びとの生存を守るための具体的な政策提言やアクションを行ない、状況改善することです。このコロナ禍で、困窮している人への支援の政策がなされていません。我々が動かないと政府は何もしません。



ここ一年半以上、コロナ災害を乗り越えるいのちと暮らしを守る電話相談会を2か月に1回実施しています。その相談内容を踏まえて、政策等について、政府、厚生労働省に要望をしています。電話相談では、女性相談の多さは顕著です。飲食、小売、宿泊、観光は非正規女性労働者が多い産業です。雇用・労働問題のセーフティネットが破られると、貯蓄が少ないため、猶予なく生活困窮。労働と福祉を結びつけて対応する必要性が明確に浮かび上がっています。リーマンショックの時とは比べ物にならないくらい相談が寄せられています。本質的に女性の労働問題をどう解決していくかが課題だと思っています。

具体的な相談としては、

- ・ 20代女性、派遣社員、自動車工場、勤続10ヶ月。6月末での契約更新を断られた。3ヶ月ごとの契約更新。6月以降は未定という派遣労働。
- ・ 20代女性、性風俗店で従事。仕事がなく生活に困窮しており、食事もとれず、病院にも行けない。
- ・ 30代女性、派遣社員で旅行会社添乗員。ツアーごとに派遣契約を結んでいる。コロナの影響でツアーが中止。仕事がない。
- ・ 70代女性、清掃のアルバイト。店が休業になり、3月から収入がゼロ。生活保護は受けられるのか。夫は入院中である。

といったものがあります。

- ・ 20代女性、双極性障害があり定職に就くことが困難。SNSを活用しながら売春行為で生活費を得るが性病罹患、精神疾患悪化で困窮。福祉課に相談するも「男性を頼れないのか」と言われ自殺未遂。
- ・ 20代女性、知的障害の疑いあり。ホストクラブでの借金120万円(?)のため、風俗店勤務。返済してもいつまでも借金が減らないため相談。

といった性風俗業に従事している女性からの相談も多いです。相談者の中には、適切な医療や福祉に繋がっていない方も多いです。我々や弁護士がしっかり発信をしていかなければならないと思います。

昨年11月に、「仕事や生活に困っている外国人のための相談会」を実施しました。民医連の方にも協力いただいて、診療所に繋いだりしました。取り組みとしては、クルド人労働者の労災申請等を行っています。今までは、難民申請が主な支援だったと思いますが、難民申請者であっても、生活保護の申請を試みたりと、制度を変えるための活動をしています。難民申請者に就労許可、健康保険、各種福祉サービス対象にするよう求めています。

Twitter、LINEでのSNS生活相談を受けています。2021年1月11日～7月31日の相談件数は、のべ1451件です。性別が把握できるもののうち、約80%が女性です。飲食、宿泊、観光業などサービ

ス業関連が多数です。いわゆる夜職からの相談は172件でした。福祉制度利用に関する相談、精神保健に関する相談、住まいに関する相談を受けています。行政、社会福祉協議会、医療機関への同行といった支援をしています。

8月2日に「コロナ貧困」を出版しました。内容としては、「女性の貧困に関する相談事例のまとめ」「性風俗、性売買、買春、児童買春、人身取引に関連する相談事例」「社会の周縁に置かれた人々のリアルな体験」「日本社会の根本的な課題である女性差別の構造」となっています。

3 社会構造の問題について

社会構造の問題として、以下の問題があります。

○2018年の給与所得者の年間平均給与は441万円であるところ、男女別では男性545万円、女性293万円。(国税庁2019年)と男女で大きな開きがある実態があります。

○貯蓄ゼロ世帯(2人以上世帯)

2017年31.2% 2010年22.3% 2005年は23.8% 1995年は7.9%(日本銀行「金融広報中央委員会」)

○貧困率(相対的貧困率)

2018年 15.4% 子どもの貧困率13.5%

○ひとり親世帯の貧困

2018年 ひとり親世帯の貧困率 48.1%

2016年 母子世帯平均年間収入 243万円

母自身の平均年間就労収入は200万円

女性が男性に頼らないといけない社会構造なのにもかかわらず、貧困に陥った時に支援がないことが問題です。

高齢者の貧困も問題です。2016年の調査では、65歳以上の相対的貧困率は27%、単身高齢男性のみの世帯では36.4%、単身高齢女性のみ世帯では、56.2%という実態があります。

自殺者数の増加も問題です。現代は、自殺が増加中の危険社会といえます。

上記の問題が起こっているにもかかわらず、政府、日銀による資本、富裕層優遇政策により、大企業の内部留保は積み上がっています。全労連、国民春闘共闘、東京春闘共闘は15日、東京都千代田区の経団連会館を包囲し、国民春闘をスタートさせる「闘争宣言」行動を行いました。300人が参加し、コロナ禍でこそ459兆円にもものぼる内部留保を還元して、大幅賃上げと全国一律最低賃金1500円を実現せよ、雇用を確保せよ、と求めました。分配を勝ち取るため、10代、20代の闘争が広がっています。資本からの攻撃に対して、支援・協力をお願いできればと思います。

SNSを駆使しない運動は広がりません。弁護士の皆さんにもtwitter、facebookで発信をして欲しいと思います。

単身で暮らす20~64歳の女性の3人に1人が「貧困状態」にあります。生活の苦しい人の割合を示す「相対的貧困率」が単身女性で32%。買春による性暴力、性被害、ポルノ被害の相談、性感染症の増加等といった問題があり、コロナ禍でより深刻となっています。

性風俗産業に対する批判をすると、職業差別との批判を受けます。しかしながら、色々な選択肢(障害年金、生活保護)があることを示すべきです。夜職の中では、自分が生活保護を受給できないと思っている方が多いです。就労していくうちに、精神疾患を発症し、相談に至ることが多いというのが現状です。

4 女性に対する商業的性搾取に対して

女性を商業的性搾取していいのかという問題提起をしています。

172件受けた夜職の方からの相談うち、全員が何らかの貨幣需要のために働いていました。自身かきょうだいの学費、家庭の生活費、親や自身・パートナーの借金返済、摂食障害による食費、将来不安からの貯蓄等です。精神疾患罹患者は約90%と極めて高い一方、精神保健福祉手帳の保有者は10%に満たないという現実があります。潜在的な障害を抱える女性への性搾取、障害者虐待が日常化している現場です。合法的に経営されている、という建前の裏に違法な売春行為（本番行為、本番強要）があり、稼ぐために違法行為が黙認されています。

北欧モデルアプローチによる議論が必要（アポリシヨニズムアプローチを日本に導入できないか）ではないかと感じています。北欧では、

- ・職業訓練、就労支援、生活保護など社会保障による手厚い女性の支援、保護
- ・売春行為に対する罰則なし、非犯罪化
- ・一方で、ピンブ行為（買春斡旋）、買春者（顧客）への罰則、規制強化

といったことがなされています。

8月19日毎日新聞に、性風俗から脱却して生活保護を受け始めた20代女性へのインタビュー記事が掲載されました。【<お金に困って風俗やるしかないかもと思ってる女の子みんな生活保護受給すること>。生活保護を受給する女性がツイッターとブログで、こう呼びかけていた。SNS（ネット交流サービス）上で「なまぼちゃん」と名乗る女性は借金が返済できなくなって風俗業界に入り、その後、新型コロナウイルス禍や抑うつ症状などの困難を経て生活保護にたどり着いたという。「風俗はセーフティネットじゃない。当たり前前に生活保護を受給してほしい」といったメッセージが発信されています。性搾取被害者たちが声を上げ始めているのです。社会福祉へ結びつくまでの距離が遠い性風俗で働く女性との距離が近づき、必要な支援が受けられるようになって欲しいと思います。

5 SNSでの発信の重要性について

SNSを利用して積極的に発信をしていくことが重要だと考えています。新型コロナで街頭に出れなくてもSNSを使えばデモ、抗議は可能です。「自助、自己責任の呪縛からの解放。公助、公的支援を求めているという雰囲気醸成」「政府、政治に求めても意味がないという無力感からの解放」に向けて、富裕層には金を配るが、庶民・貧困層には出さない政府を動かすためには声を上げていくことが必要です。SNSを駆使しない運動は広がりません。弁護士の皆さんにも、毎日一言ずつでも良いですので、是非、SNSを使って発信をして欲しいです。

6 質疑応答

Q 生活保護のハードルを下げるためには？

A 当事者の思い、経験を語ってもらい、それを共有することが必要だと考えています。

Q 弁護士として性風俗産業の女性の相談を受けた際に、障がいを持っていると思われる方やホストに借金漬けにされている方がいた。今は働くだけでも大変な時代だと感じています。普段の活動で何かお感じになることはありますか。

A 精神科を受診する前段階で、財産管理ができない等、明らかに障がいがあると分かる方がいます。

専門家と連携をして、必要な支援をしていきたいと考えています。

Q 生活保護の同行について、どのように取り組んでいるか。

A ホットプラスに相談が多くきていることもあり、現在は私のみで生活保護の同行に対応している状況です。

Q 性風俗産業に対する法規制が必要だと思うが、働いている方からすると自分の仕事を否定された気分になるということがあるかと思うが、どのようにお考えですか。

A 働いている人からの反発が多いことは事実です。しかしながら、性風俗産業を容認している国では最低賃金が高く、職業として認められている。他国の状況に鑑みて、しっかりとした議論が必要と考えています。

7 最後に

引き続き皆様のご活躍と福祉専門職との連帯をお願いします。生活が困窮するのが当たり前の時代において、我々がアクセルを入れ、社会を変える必要があります。今後も連帯をお願いします。

国会情勢報告

山添拓法律事務所 山添 拓

1 新型コロナウイルスの爆発的な感染が続くが、「打つ手」なしでは決してない

現在、新型コロナウイルスの感染は爆発的な広がりを見せており、人口当たりの新規感染者数で見ると46都道府県が既にステージ4（緊急事態宣言）で、危機的な感染状況にある。都内の入院率は1割に満たず、陽性者であっても入院はほとんどできない。自宅療養中に命を落とす方が相次ぐなど医療崩壊の状態が続いている。8月以降都内の陽性率は20%を超え（5%でステージ3）、PCR検査が不足し把握されない感染者が大勢いる。

しかし、このような状況下であっても決して「打つ手」なしではない。

まず、原則自宅療養という政府方針はなんとしてでも撤回すべきである。これでは感染しても自己責任ということになってしまう。「臨時の医療施設」の設置は特措法上、都道府県の義務であり（特措法31条の2）、医療を必要としている方が、いつでも必要かつ適切な医療を受けられる体制を整える必要がある。

さらに、PCR検査実施の大規模な拡大も必要である。「いつでもどこでも誰でも」を合言葉に徹底的に行うべきである。

また、言うまでもなく、現在行われている東京パラリンピックは中止すべきということをおききらず訴える必要がある。このような感染状況、医療崩壊のなかでパラリンピックを行うことは崩壊している医療にさらなる負担をかけることになり、結果的に国民も選手も守れない状況になっている。

2 臨時国会の召集を！

7月16日、野党4党（共産、立憲、国民、社民）は憲法53条の規定に基づき、臨時国会召集の要求を行ったが、政府・与党はいまだにこれに応じていない。菅首相にあっては通常国会閉会后、一度も国会に出てきていない。

新型コロナウイルス対策、災害対応、名古屋入管「報告書」問題、アフガン自衛隊派遣問題など対応すべき課題は山積みである。このような事態において国会が開かれていないということはいかなることであり、引き続き臨時国会の召集を強く求め続ける必要がある。

3 国会で進む野党共闘

通常国会では、野党（立憲、共産、社民）で、本予算の組替え動議を提出した。国会の議案でも最も重要な予算案について一致するという事は、今後野党が政権をとり共同で政権運営をするにあたって最も重要だった。その他にも、野党共同で12本の議員立法を提出し、入管法を廃案に追い込むなど国会内での野党共闘を進めてきた。

4 都議選でつかんだ前進と可能性

2021年都議選（定数127）は、野党が力をあわせれば勝利できることが改めて実感できる選挙だった。共産党候補に一本化した6選挙区のうち5選挙区で勝利し、立憲など候補に一本化した8選挙区のうち7選挙区で勝利するなど市民と野党の共闘は大きく前進した。結果的に、共産党19議席と立憲民主党15議席を合わせると34議席をとったことになり、臨時議会の招集を要求できる3分の1を超える。また、自公は都議会で過半数に届かず、都ファも単独では過半数に至らない。都ファは選挙中、菅政権を批判してきた。都議会でどのようにふるまうか、逆に共産・立憲と共同して、例えばパートナーシップ条例など議案を提出することも考えられる。選挙の結果は今後の都議会を大きく変えるだろう。

市民と野党の共闘による都議選での勝利は、自民党を迫りつめる力を発揮したのものとして、来たる総選挙での勝利・前進につながる重要な結果である。

5 総選挙で政権交代を

いつ総選挙が行われるかは不明だが、任期満了による総選挙もありえる（10月21日の任期満了前30日以内の選挙となると、最も可能性があるのは10月17日）。いずれにせよ、この間培ってきた市民と野党の共闘で政権交代を目指す必要がある。

一方で、総選挙を前に「共産党とは一緒にやらない」というような動きは都議選のなかでも出ている。国民民主党から「左右の全体主義を排する」「全体主義とは共産主義、共産党」との発言もあった。これに対しては共産党から撤回を求めたところ、玉木氏が「（歴史上の共産党と）同一視したことは改めたい」との趣旨の発言があり、事実上撤回されたものと受け止めている。日本共産党は全体主義ではないと確認したのであれば、排除ではなく共同するために政策協議など急ぐべきだ。

前回の総選挙では希望の党が突然結党されるなど野党共闘を分断する大きな流れがあった。今回も十分あり得るだろう。なにより世論と運動で野党を共闘の立場に立たせることが大事だ。

新型コロナウイルス対策の無為無策で、とにかく菅首相だけはやめてほしいという有権者は多い。横浜市長選での圧倒的勝利もあった。総選挙で政権交代を実現し、命を守る政治に転換する大きなチャンス。力を合わせて頑張りましょう。

サマーセミナー若手企画報告

事務局次長 高橋 寛

今年のサマーセミナーでは、若手企画として、北千住法律事務所の辻田団員（団本部事務局次長）と旬報法律事務所の高橋（団東京支部事務局次長）とで、若手弁護士による経営の状況・工夫と団体活動・弁護団活動への参加について対談を行いました。文字では伝えきれない部分も多いですが、当日の対談の概要を御紹介いたします。

1 対談者の紹介

辻田団員は69期で、現在団本部事務局次長のほか、日本民主法律家協会理事や改憲問題対策法律家6団体連絡会の一員として各種団体活動に取り組んでいます。

高橋は70期で、現在団東京支部事務局次長のほか、青年法律家協会修習生委員会事務局長などを務めています。

今回は、いわゆる「地域事務所」と呼ばれる法律事務所である北千住法律事務所に所属している辻田団員と、「地域事務所」ではない旬報法律事務所所属の高橋とが二つの視点・事例から対談を行うことでより多くの団員の参考になるようにしました。

2 普段の事件取扱・経営について

Q. 普段の事件の割合や単独・共同受任の割合は？

辻田：一般民事の割合がほとんどで、管財事件を含む債務整理の割合が多いです。管財事件は、4年目頃に管財人名簿に登録（一定の破産申立代理の経験などが必要）し、以降は1件終わったらまた次が来るといった感じで途切れなく受けている感じです。受任形式は単独受任が9割強です。新人・若手の方へのアドバイスとしては、事件処理の時間をまとめて確保できる日を1週間のうちに作るよう工夫した方がいいということと、やることが多いときはまず早く終わらせられるものから手を付けてとりあえずタスク数を減らすことが精神的にも大事だと思います。

高橋：労働事件が半分くらいで、残りが一般民事という感じです。私は先輩と後輩との共同受任が多く、8割くらいは共同受任していると思います。徐々に単独受任の割合を増やしていますが、4年目なので徐々に一人で自信をもって事件を受任できるようにするとともに、後輩にも事件を振れるようにしていかないといけないなと思っています。新人の方へのアドバイスとしては、われわれの仕事は事務局の存在で成り立っている部分も大きいので、気持ちよく仕事をしてもらえるように指示などは気を遣うようにした方がいいということでしょうか。

Q. 受任件数・売上の変化、業務面での工夫などについて

辻田：売上や受任件数については、年によっての変化が大きいです。1～3年目はあまり差はなく、昨年（4年目）に増えて5年目の現在も増えているといった感じです。私は、事件記録管理として「弁護革命」というソフトの有料版を使っているのと法律書の閲覧サービスとして「リーガルライブラリー」を使っています。事務所の外からでも記録や書籍にアクセスできるので、特にコロナ禍になって以降、事務所の外で起案などをする際に役立っています。宣伝としては事務所の費用で弁護士ドットコムの個人ページ（有料登録）を利用しています。北千住まで電車で一本で来られる柏市や流山市の方の相談が以外に多く、地域性が出ているなと感じます。

高橋：私の方は、4年目までを通して受任件数・売上に大きな変化はなくほぼ横ばいといった感じですね。今年の6月から弁護士ドットコムの個人ページの有料登録をしましたが、今のところ受任には結びついていないです。以前の団本部将来問題委員会の企画でもありましたが、弁護士ドットコムなどのポータルサイトは活用が有効な地域とそうでない地域の差が大きいかもかもしれないなと感じています。個人での利用を考えている若手の先生はその辺りのコスト・リターンも意識するのが良いかもしれませんね。

3 団体活動について

Q. 団体活動などの魅力について

辻田：一般事件（売上の意味）との直接的なつながりはなく、私自身そういったことを期待してやっているわけではないですが、全国の弁護士とつながりができるのはいいことだと思っています。こういう活動をしたくて弁護士になったという点があるので、楽しんでやっています。団本部や6団体連絡会などでは議員要請をする機会もあり、良い経験ができました。

高橋：弁護士同士のつながりもそうですし、民主団体など協力してくれる方たちとのつながりができるといふ点も魅力だと思います。

Q. 自由法曹団の活動について、要望など

高橋：団の役職につく先生は、辻田先生もそうですがいろんな団体との掛け持ちになっている人が多いと思うので、その辺り、団自体もそうですが各事務所の先輩の先生方にも御配慮をお願いしたいというのはあります笑 実際にやっている人が大変そうにしていると他の若手も参加しづらいと思うので。辻田先生はかなり上手に時間を使われているなと思います笑 あとはこういう一方的に話す企画だけでなく、若手同士の交流の企画があるといいですね。コロナが収束しないとなかなか難しいですけど。

4 参加者からの質問など

Q. 仕事をしていてなかなかやる気がでない場合の対処法はありますか

辻田：私は気持ちが乗らない時はとりあえず寝ることにしています笑 体調に影響されるということも多いので、焦り過ぎず寝て体力を回復するのが大事だと思います。

高橋：確かに睡眠時間は大事ですよ。

Q. 法律家団体での事務局経験が役に立っていると感じることはありますか

高橋：他団体の話になってしまうのですが、私は去年から青法協修習生委員会の事務局長をやっていて、各種手配などで人に作業をお願いするということが増えました。もともと私は人に仕事を任せるのが苦手だったんですが、事務局長の仕事をとおして力の入れ具合とかどう任せたらいいかといったことがなんとなく分かるようになってきて、その辺りは後輩と共同受任をしたりするときにも活かしているかなと感じています。

都内の「生活保護のしおり」チェックします！

事務局次長 藤原 朋弘

東京支部と本部・貧困問題対策委員会で現在取り組んでいる「生活保護のしおり」チェックについて簡単に報告させていただきます。

まず、「生活保護のしおり」というのは、生活保護を申請する際、あるいは生活保護を実際に利用している際における注意事項や制度の仕組みなど生活保護制度の概略がわかりやすく書かれているパンフレット的なものでして、国が作るものではなく各自治体の方で作成されています。

「生活保護のしおり」は、その自治体でどのように生活保護が利用されているかについて端的に示されている文書ですが、自治体によっては記載が非常に分かりにくいところや文字のフォントが小さくて読みづらいところなどがかなりあるというのが実態です。酷いところは申請をためらわせるような誤解を招く記載があるなど、実際に生活保護を利用しようとする際に支障が出るような自治体もあります。

実際に、滋賀県の大津市と守山市では「働けるひとは働いて」という記載がしおりに書かれており、これは申請をためらわせるものだとということで県の方から行政指導が入ったというようなケースもありました。

しかし、これは氷山の一角であって、きちんと各自治体のしおりをチェックすれば、同じような事例が山ほど出てくるのではないかという問題意識から、東京都内の「生活保護のしおり」のチェックを行うこととなりました。また、この間、新型コロナウイルスの拡大によって貧富の差がさらに拡大し、2020年度の生活保護申請者数が約22万件と前年度比で2.3%増になったということもあって、生活保護の利用というのが誰にでも起こり得る問題であるという事実がより身近になったわけですが、生活保護のしおりが不十分だったり、誤解を招くような表現があったりすると、最後のセーフティネットである生活保護から漏れてしまうという事態も生じかねないこととなります。かかる問題意識からもチェックの取り組みは極めて有効です。

現在は、団本部貧困問題対策委員会の団員と、東京支部執行部の団員でそれぞれ3～4自治体程度引き取って、「生活保護のしおり」の第一次チェックをしている最中です。今後、三多摩地域や島しょ部を含め、都内の全自治体のチェックを完成させ、最終的には意見書を作成したうえで各自治体の「生活保護のしおり」の改善運動に取り組んで参りたいと思います。

なお、この取り組みは道半ばの状況であり、今後どのように活用すべきか、どのような運動をすべきかなどについてはいまだ定まっているわけではありません。ですので、こういう取り組みはどうかなど各団員のお知恵を拝借できればと思っていますので、ご意見・アドバイスをお寄せください！

※サマーセミナーにて、講師を務めていただいた藤田孝典さんからは、「生活保護のしおり」の改善と各自治体の運用改善は両輪であり、運用改善の動きも併せて行う必要があることを、林治団員からは、千葉県我孫子市の実践例をもとに、「生活保護のしおり」の作成に団員弁護士が関わることを要求すべきである、とのご意見をいただきましたので参考にさせていただきます。ありがとうございました。

安保法制5周年特集(4)

「安保闘争から61年間『歴史を前に動かす』 という「生き方としての弁護士」をつらぬき通す」

あかしあ法律事務所 平山 知子

7月号は、都議選特集、8月号は、私の不注意による事務所近くでの転倒事故などがあり、お休みをしてしまいました。この間も、団支部ニュースは、多面的な良い記事を掲載して頂き、ありがとうございました。

1 憲法改悪の野望は加速しています



- (1) 昨年、安倍政権から菅政権に変わり、この間、コロナ禍の中、国民の多くの反対にもかかわらず、オリ・パラを強行し、連日、感染者数、重症者数が、全国的に過去最高を更新するような状況が続いています。それと反比例するように菅政権の支持率は下がり続けています。

しかし、自民党政権の憲法改悪への野望は、ますます増しています。国会では、国民投票法の改悪を強行してしまいました。

この国民投票法の改悪が成立したときの記者会見（6月11日）で、加藤官房長官が、「緊急事態の備えに関心が高まっている。議論を提起し、進めるには絶好の好機だ」と発言し、コロナ禍で国民が苦しんでいるのを、「好機」とは何ごとかと、批判されました。しかし、自民党など壊憲派は、これが本音。団員のみなさんなら、私がいうまでもなく、安倍政権が出した「改憲4項目」なるもののうち、「自衛隊を憲法上の存在とさせること」と「緊急事態条項」が「本命」だということは、ご存じだと思います。

そしてコロナ禍や気候変動による集中豪雨などの被害が続出する中でも、「中国脅威論」「台湾有事論」を煽りつつ、日本列島の至る所で、自衛隊と米軍による日米合同訓練が行われています。

しかもその訓練内容は、米軍の殴り込み部隊と一緒に敵地強襲訓練（オスプレイの訓練を含む）などきわめて攻撃性の強いものとされています。（雑誌『平和運動』2021年8月号末浪靖司論文より）

- (2) 自衛隊を憲法に書き込み、集団的自衛権を持った憲法上の軍隊として、世界中に展開できる体制を整えたい野望、これは、アメリカとそして日本の財界の強い要望です。

まず、アメリカはどうでしょうか？

自衛隊は、1950年朝鮮戦争の中で、マッカーサー一令により警察予備隊として、米軍の指揮の下、米軍から武器弾薬などの装備を与えられ、旧日本軍の幹部を活用することで発足しました。その任務は、まさに米軍、そしてその基地を守るためでした。国会での審議も何もありません。

日本国憲法を作るときには、日本軍国主義を封じ込めるために、他の連合国の要求との関係もあって、日本の完全非武装化（9条）を進めました。しかし、社会主義を名乗る国々が、ソ連の他、東欧ばかりでなく、中国にも誕生したことに、危機感を深め、日本の民主化・平和国家化を進める占領政策を完全に転換させたアメリカは、日本に対して9条を改悪して再軍備をせまろうとしたのです。日本国憲法ができて3年も経つかどうかというときです。

しかし、「戦争は、もう本当にこりごり、絶対いやだ」という日本国民の9条への強い共感の意思に阻まれて、簡単にはいきません。

そこで、朝鮮戦争に介入するに当たって、まだ占領中でしたから、有無を言わさない「マッカーサー一令」により、警察予備隊という名の「武装部隊」を作ったのでした。そして、有事の際の指揮権は

米軍に属するという密約（その存在も、ジャーナリストの末浪靖司氏らによって明らかにされたもの）

のもと、1954年には、保安隊から自衛隊と名を変え、今や世界でも有数の軍隊になりました（軍事費支出額で世界第8位）。上記の密約は、そのまま維持され、文字通り米軍の補完部隊として、現在も、その一体化と従属性は強まりこそすれ、何のかわりもありません。

また米軍の方は、サンフランシスコ講和条約と一緒に結ばせた安保条約（米軍居座り条約）により、日本の全土に米軍基地を置き、アメリカの数々の侵略戦争のために、自由自在に使ってきました。

日本国憲法の上に事実上、安保体制＝日米同盟を置き、日本の国民から「主権侵害」や「独立」の意識を奪って、これを「国体」化しつつあることはこれまで述べさせていただきました。そして、さらなる日米軍事一体化の野望はとどまるところがありません。

今、アメリカは、核を含む先制攻撃主義を維持して、全世界に、いつでも展開できるような、米軍再編をしています。トランプ政権からバイデン政権に変わっても、基本は変わりません。

特にアジアでは、米中対決という構図を作りながら、「日米同盟」を強めています。

- (3) 今年4月16日のバイデン・菅会談による日米共同声明では、「今日、日本と米国はインド太平洋地域、そして全世界の平和と安全の礎となった日米同盟を新たにする。」と述べています。

「ちょっと、待て」と言いたいのです。「日米安保条約」なるものが、米軍の占領状態を、「占領軍」から、「駐留米軍」と言い換えて、そのまま居座り続けるために、サンフランシスコ講和条約と同時に締結されたものであることは、これまでも述べてきました。その「違憲性」にも触れてきましたし、それを「合憲化」する詭弁とからくりも述べてきました。

そして、1960年の「現行安保条約」第6条では、「日本国の安全に寄与し、並びに極東における国際の平和及び安全の維持に寄与するために」米軍基地を置くことができると定めていたはずで

「極東条項」と言われるものでした。それでも、当時日本国民は、「極東」という範囲で起きる「海外での戦争」に巻き込まれる危険があるのはゴメンだと言って、あの60年安保の大闘争が起きたのです。

ところが、今や「インド太平洋地域、そして全世界」が「日米同盟」なるものの基礎（つまり守備範囲）となっているのです。

もっとも、これまでの、いわゆる「ガイドライン」が作られるたびに、その拡大がはかられてきていました。

つまり、全世界を対象に、自衛隊に敵基地攻撃能力を備えさせ、集団的自衛権を行使できる軍隊に仕立て上げ、米軍とともに（場合によっては、アメリカに代わって）、日本の青年に血を流してもらおうということです。

沖縄辺野古基地（できたとすればですが）はもちろん、宮古、石垣、鹿児島県馬毛島などの自衛隊基地を、自衛隊と米軍が、共同使用して、対中国を口実にしていますが、狙いは、世界中どこでもです。だからこそ、日米合同訓練は、日本国内だけではなく、アメリカ国内でも、フィリピン海や太平洋の真ん中でも行われているし、NATO諸国の軍隊が参加することさえあるのです。

自衛隊を憲法に書き込み、ともに（というより米軍指揮下で）その補完部隊として戦える軍隊に仕上げることは、1950年来のアメリカの強い願望です。

- (4) 一方日本の財界・大企業は、戦後一時的には、占領軍により「財閥解体」がされましたが、やはり朝鮮戦争を契機に、アメリカに従属・協力しながら、戦時景気で復活を果たし、その後も、アメリカに従属しつつ、巨大化と多国籍化を続けてきました。その富の集中の下で、どれだけの人々が格差と貧

困に追い込まれ、苦しんでいるかは、団員のみなさんは日夜の活動の中で身にしみて実感していることだと思います。

いまや日本内外で軍事産業（これほど儲かる仕事はない、注文主が政府で、国民の税金で賄うから絶対にとりっぱぐれがない）を拡大して儲けながら、軍事力を背景にさらなる海外進出をめざしています。

財界・大企業にとっても、自衛隊を憲法に書き込み、集団的自衛権を持つ軍隊となれば、それを背景に、その野望をさらに拡大実現することになるのです。

- (5) 今回の菅・バイデン共同声明で、さらに、見逃すことのできないことが、2つあります（台湾問題などは字数の関係で今回省きます）。

第1には、「日本は同盟及び地域の安全保障を一層強化するために自らの防衛力の強化をすることを決意した」つまり、軍事力増強の約束をしたことです。さらに、「在日米軍の安定的及び持続可能な駐留を確保するため」、思いやり予算を含めて米軍駐留費負担の多年度の合意を約束しているのです。

このコロナ禍、気候変動による災害多発の中、心から怒りがわいてきます。

「米軍駐留費を含む軍事費を削って、コロナ対策（コロナ感染症から命を救うための医療の充実はもちろん）、コロナ禍によって、職を失い、学びの場を失っている人々の営業や生活を守り、災害に苦しむ人々のために使え」という声が、マスコミを含め澎湃（ほうはい）と沸きあがってこないのはなぜでしょう？

やはり、「日米同盟」が「国体化」していて、米軍駐留費を含む軍事費が「聖域化」されているのではないのでしょうか？ここで声をあげるためにも、団員の役割は大きいと思います。

第2に、菅・バイデン共同声明で許せないのは、「米国は、核を含むあらゆる種類の米国の能力を用いた日米安全保障条約の下での日本防衛に対する揺るぎない支援をあらためて表明した」とあることです。

国連での「核兵器禁止条約の採択・発効」という世界人類の核兵器禁止への大きな流れに真っ向から、逆行して、世界で唯一の戦争被爆国である日本を「核脅迫」で「防衛する」というのです。インド太平洋地域及び全世界に対する「核脅迫」に他なりません。

これこそ、明白に憲法9条の「武力による威嚇」、しかも「核による威嚇」ですから、日本国民にとって絶対に許すことができないものだ強い怒りを私は感じます。

- (6) 緊急事態条項にも簡単に触れておきます。これも団員のみなさんはよくご存じのことでしょうから、確認です。

ヒトラーが政権を取り、ファシズムにしていったときに、世界で一番民主的憲法といわれたワイマール憲法の中に入っていた「緊急事態条項」が使われました。

当時も世界大恐慌の影響で失業者があふれ、未来に展望を持ってない人がいっぱいいました。ヒトラーは「平和を愛するとともに勇敢な国民になってほしい。この国を軟弱でなく強靱な国にしたい、この道以外にない！」と叫び、ヒトラーの腹心のゲーリングは「国民が指導者の意のままになることは

簡単なことで、自分たちが外国から攻撃されている、と説明するだけでいい。平和主義者に対しては愛国心がなく国家を危険にさらす人々だと批判すればいいだけのことだ。この方法はどこの国でも同じように通用する」と言ったそうです。(安倍が言っていた言葉が思い浮かびますよね)

ナチスが第1党になり、ヒトラーが首相になったらすぐに国会を解散して選挙を行いました。ところが「国会放火事件」を共産党の仕業だとして、ワイマール憲法の「緊急事態条項」を発動し、共産党員や社民党員を逮捕・排除して「全権委任法」を作り、独裁体制を確立した歴史を、私たちは、忘れてはなりません。

いま、コロナ禍を奇貨として、その対策の失敗を、「憲法に緊急事態条項がない」せいだと言って、自民党などの壊憲勢力がここを壊憲の突破口にする危険性が迫っているのではないのでしょうか。

「戦争法」はもちろんですが、「特定秘密保護法」「共謀罪」「デジタル監視法」「土地調査規制法」など、戦争ができる国へ国民を縛り付ける法整備を、自公政権（維新も含め）は、残念ながら次々と国会で強行突破してきました。

2 憲法をわが手に、主権者として行動しましょう

- (1) 憲法の上に安保体制＝日米同盟を居座らせてはいますが、やはり憲法をわが手にこれを活かして、立憲主義を回復しようという国民の動きはやむことはありません。私たち団員はその先頭に立っています。

ほんとうに憲法改悪を阻止し、憲法をわが手にするには、「主権侵害」をなくし「独立」という問題は避けて通れないと、私は思います。憲法の上にのしかかっているものを取り除かないと、本当に憲法を活かすという道筋は開かれれないということを認識していきましょう。どうすれば良いのか？

安保条約を廃棄通告する政府をつくり、廃棄通告すれば1年後には米軍は撤退しなければなりません（現行安保条約第10条）。主権を回復し、真の独立を勝ちとり、本当に憲法を活かすことができるようになります。すぐには難しいかもしれませんが、何しろ「国体」化しているのですから、容易ではありません。

でも、コロナの中で見えてきた、様々なおかしなことを、まず、私たち自身が「生活感覚」として自覚して、認識しながら、もっともっと国民に知ってもらう活動が必要ではないのでしょうか。

米中対立を口実にして、自衛隊を全世界に展開できる攻撃能力を持った軍隊に仕立て上げ、しかも、指揮権は米軍の下におくという野望は絶対に阻止して行かなければなりません。

もちろん中国の、香港への政治・人権弾圧や新疆ウイグル地区での人権侵害や台湾に対する言動等も含め、その覇権主義的動きは、決して許せるものではありません。

しかし、これらは、国際法に基づいた国連を中心にした国際世論の力、そして粘り強い外交努力以外に解決の道はありません。軍事的な干渉や侵攻はことごとく失敗するのです。アメリカのアフガン、イラクへの侵略戦争の結果が、今まさに明らかになっているではありませんか。

- (2) アジア大陸に弓なりに位置する日本列島であればこそ、今こそ、憲法前文と9条の立場が、力を発揮する時です。これを活かし、ASEANの国々などに働きかけ、「非武装・非同盟・中立」を達成することこそ、日本の国民の平和と安全を守るのみだけでなく、アジアのそして世界の平和に寄与することになると、私は、強く確信しております。

もし、安保条約という名の米軍居座り条約を廃棄する政府を作ることができる情勢になったときには、国民の「独立」や「主権」の意識が高まり、大きな統一した国民運動の流れが生まれているときで

す。何しろ「国体化」しているものの正体を見破り、これを変えようという力が結集しているのですから。そうであれば、米軍と一体化し、その事実上の指揮下におかれ、きわめて攻撃性の強い軍隊となっている自衛隊が、いかに憲法違反の存在かということも、十分に見破る力を、国民が持つことができていると、私は思います。自衛隊が日本を守る独立の軍隊でありえないことも分かるはずで、それほど時をおかずとも、自衛隊の非武装化宣言も国民の同意が得られ、おそらくは災害救助隊へ改組・再編の道が開かれると、私は確信しています。まさに憲法9条で禁止されている「戦力」に該当する「在日米軍」と「自衛隊」をなくすことで、9条と前文に基づき、人間が尊厳を持って生きることができる、すなわち本当の意味で日本国憲法を活かす日本社会を実現することは、決して夢ではないと思っています。

(3) 総選挙が近いです。私たちが主権者として行動できるチャンスです。もちろんこの選挙で「日米同盟」＝「安保条約」廃棄の政府を作ることなど、不可能です。

でも、現在の自公政権から、少なくとも、まずコロナ禍から国民の命と生活を守り、格差と貧困をなくす政権、そして、集団的自衛権を認めた違憲の「戦争法」や、戦争に国民を駆り立て縛り付けるための「共謀罪」「特定秘密保護法」「デジタル監視法」「土地調査規制法」などを廃止させ、憲法の根本である立憲主義を取り戻す政権を確立することが、目の前の課題です。

それは、市民と野党の共闘というあの「戦争法反対運動」のときの合い言葉が活かせるような運動を、本気で強化してこそ、現在の自公政権を倒して野党の連合政権を作ることが可能となります。

60年安保闘争を経験した中で「生き方としての弁護士」を選んだ私の、現在の課題であると強く認識し、ここは頑張りどころだと思っています。

東京に初めての「九条の碑を建立する会」の活動紹介

北千住法律事務所 柿沼 真利

毎年8月は15日に終戦記念日があり、過去の日本の戦争について意識させられ、色々考えさせられます。

日本国憲法は、まず前文で、我々全世界の国民が「平和のうちに生存する権利」を有することを確認し、第九条では、戦争の放棄、戦力の不保持、交戦権の否認を内容とする平和主義を定めています。これは、その前文に明記されているように、大日本帝国時代の政府の行為による戦争の惨禍を再び起こさないようにするためのものです。

私の父親は、年齢的に大日本帝国時代のアジア太平洋戦争に兵士として動員されることはなく、戦地に行くこともなかったのですが、もし、戦後の日本に九条のような条文がなく、大日本帝国憲法とあまり違いのないような憲法であったならば、戦後起きた朝鮮戦争、ベトナム戦争などに日本も参加し、私の父親も動員され、そして、戦地で私の父親が戦死することもあったかもしれず、そもそも私という人間がこの世の中に生まれてくることもなかったかもしれません。

そういう意味で、憲法九条という条文は、現代の日本に生きる我々にとって、その人間としての存在それ自体に関わってくる、極めて重要な存在であると思います。

近年、特に安倍自民政権時に九条を含む憲法の「改定」に意欲を強く見せ、東京オリンピックの行われる2020年までの改憲、などが言われていました。そして、今でも、菅総理は改憲に意欲を見せ、間もなく行われる予定の自民党総裁選に出馬の意向を見せている高市早苗衆院議員も、改憲による「国防軍」保持の明記を主張しています。

このような政治状況の中、憲法九条の平和主義の意義を広く知ってもらい、このような九条改憲の動きに対する「楔」とするための活動として、九条の碑の建立の運動があります。

九条の碑は、現在、日本国内では沖縄県、埼玉県春日部市などに20数カ所あり、海外でも、スペイン領カナリア諸島やトルコにあるということです。

しかし、現在東京都内にはなく、昨年1月に東京足立区にある「千住九条の会」のメンバーが国内外の九条の碑の存在を知り、昨年の秋頃に「建立する会」を立ち上げました。

現在は、来年の春までに東京都足立区内に完成するために準備中です。今年7月29日には、千住シアター1010ギャラリーにて「九条の碑」製作発表・記者会見と「九条の碑」製作スタートのつどいが開催されました。会見には、朝日新聞、毎日新聞、東京新聞など複数の新聞社も駆けつけ、各紙の紙面で取り上げられました。

そして、肝心要な、この足立の九条の碑のデザインは、直径1メートルのステンレス製の「球体」（「九条」と「球状」を掛けました。）で、そこに九条の条文が刻まれています。制作意図は、「条文を読んでいると、自分の顔が映る。平和を、自分が生きていることに置き換えて考えて」というものです。

全国弁護士グループの先生と職員の皆さまをお守りします！

全国弁護士グループ 『弁護士休業サポートプラン』

団体所得補償保険 + 団体長期障害所得補償保険 (GLTD)

主な特長 (2つの制度共通)

- 保険料は全国のスケールメリットを活かした団体割引25%
- ご加入手続きは簡単で、医師の診査も不要 ※告知書の内容によりご加入をお断りする場合があります。
- 国内外や業務中・業務外を問わずに補償し、保険金請求も簡単です！

対象期間は「1年」あるいは「2年」です。

【所得補償保険】

- 病気やケガによって就業不能となった場合、月々の所得を1年間、または2年間補償します。 ※医師の指示に基づく自宅療養も対象
- 所定の精神障害(認知症含む)による就業不能も補償します。
- 無事故のときは保険料の20%を返れいします。
- 支払対象外期間は4日と7日の何れかをを選んでいただきます。
- 入院による就業不能時を手厚く補償するワイドプラン(入院による就業不能時追加補償特約)をご用意しています。この特約をセットすれば入院時のみ「支払対象外期間0日」になります。

＜月払保険料表＞ スタンダードプラン(A型)、団体割引25%、保険期間1年、職種別1級、支払対象外期間7日、精神障害拡張補償特約セット、天災危険補償なし
保険料単位：円(保険金額10万円あたり)

対象期間 満年齢	対象期間	
	1年	2年
満25～29歳	820	1,000
満30～34歳	1,010	1,250
満35～39歳	1,260	1,640
満40～44歳	1,570	2,110
満45～49歳	1,880	2,550
満50～54歳	2,170	3,010
満55～59歳	2,300	3,240
満60～63歳	2,420	3,430

長期療養に備えての補償の充実化をお勧めします。

【団体長期障害所得補償保険 (GLTD)】

- 病気やケガによって就業障害となった場合、最長70歳まで長期に補償します。 ※医師の指示に基づく自宅療養も対象
- 所定の精神障害(認知症含む)による就業障害も補償します。 ※最長2年間
- 長期間の補償となるため、インフレによる保険金受取金額の目減りがないよう物価指数の上昇に連動してインフレスライドさせてお支払いします。

＜月払保険料表＞ 団体割引25%、保険期間1年、精神障害拡張補償特約セット、対象期間70歳まで、天災危険補償なし
保険料単位：円(保険金額10万円あたり)

支払対象外期間 満年齢	372日型		737日型	
	男性	女性	男性	女性
満25～29歳	994	875	950	843
満30～34歳	1,084	1,164	1,019	1,109
満35～39歳	1,342	1,712	1,253	1,636
満40～44歳	2,028	2,786	1,886	2,646
満45～49歳	3,050	4,132	2,844	3,887
満50～54歳	4,669	5,866	4,294	5,442
満55～59歳	6,370	7,012	5,702	6,303
満60～63歳	6,956	6,593	5,731	5,454

★本ご案内は概要のご説明資料です。詳細のお問い合わせ・資料のご請求は下記へお願いします。

＜取扱代理店＞

株式会社宏栄 担当：大枝・西山・岩崎・竹田
〒107-0062 東京都港区南青山1-10-3構本ビル3F
TEL：03-3405-0041 (全国弁護士グループ専用)
(受付時間：平日の午前9時30分から午後6時まで)

＜引受保険会社＞

損害保険ジャパン株式会社 団体・公務開発部 第一課
〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1
TEL：03-3349-5401 FAX：03-6388-0160
(受付時間：平日の午前9時から午後5時まで)

(SJ20-07693 2020年10月15日)